

任意継続被保険者の皆様へのお知らせ

1. 任意継続被保険者に関する改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）

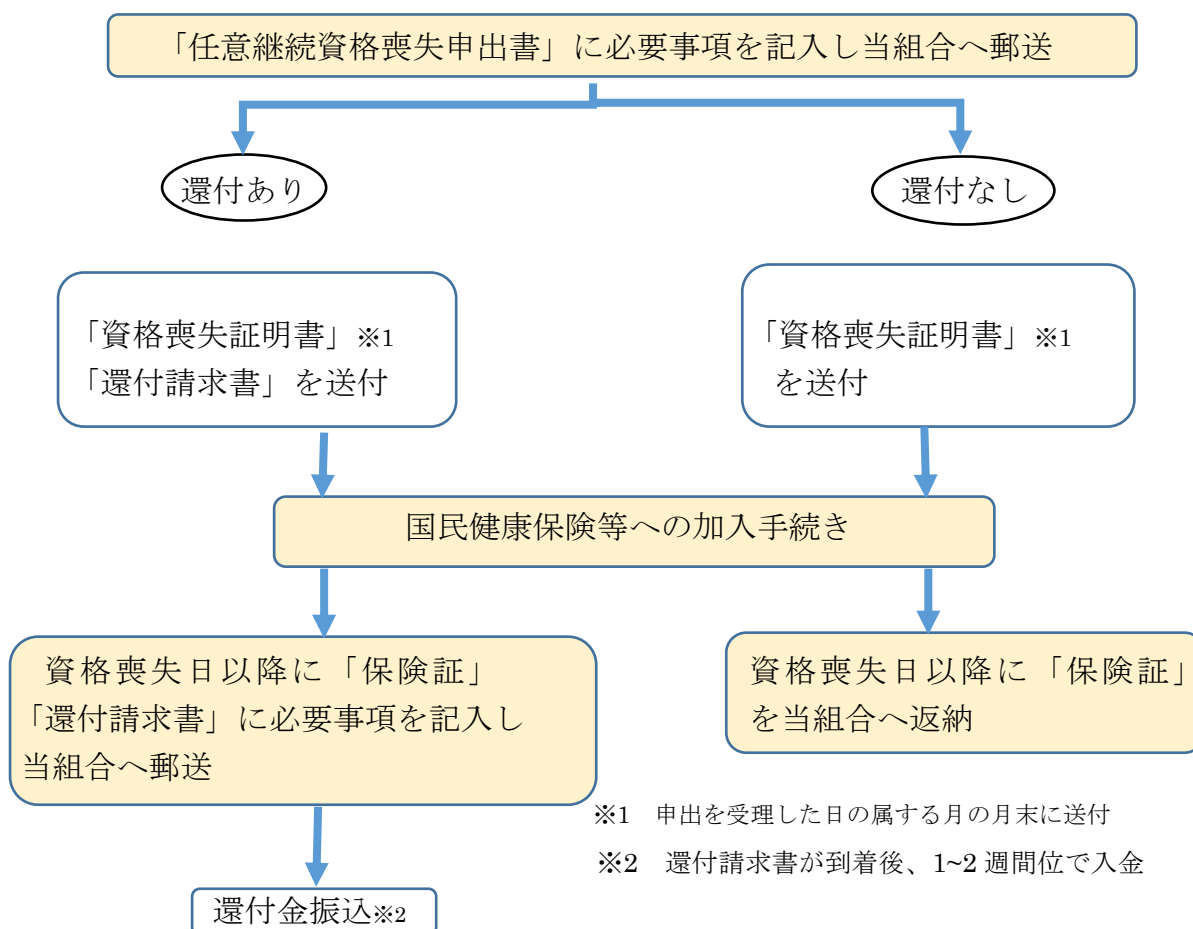
資格喪失事由に「申出」が追加されます。

被保険者でなくなることを希望する旨を、当組合に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月 1 日に資格を喪失することになります。

【注意事項】

- 資格喪失年月日は、申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月 1 日となります。
- 保険料は、申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。
- 申出後は資格喪失を取り消すことはできません。

【申出による資格喪失手続きの流れ】



【届出書式】 [健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書](#)